

## 千葉県防災会議男女共同参画の視点を取り入れる部会設置要綱

### (設置)

第1条 地域防災計画等に男女共同参画の視点を取り入れるため、千葉県防災会議条例(昭和38年千葉県条例第4号)第6条第1項の規定に基づき、千葉県防災会議男女共同参画の視点を取り入れる部会(以下「部会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、地域防災計画等に反映すべき男女共同参画の視点を踏まえた具体的方策等の調査検討を行う。

### (構成)

第3条 部会は、委員及び専門委員若干名をもって構成する。

### (会議)

第4条 部会は、防災会議の会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。ただし、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者をもって議長に充てる。

### (防災会議への報告)

第5条 部会長は、防災会議に部会の議事の経過及び結果を報告するものとする。ただし、緊急又は簡易な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。

### (庶務)

第6条 部会の庶務は、総務局危機管理課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。